

委員の事前意見等一覧表

資料3

いじめ問題対策委員会委員への事前意見照会結果(令和2年9月7日付け2春教学第1517号)

●(仮称)春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き

No.	意見提出者	頁数	項目	意見内容	教育委員会の考え
1	牧野 景子 委員	P2	第2章 第2(2)	いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(7日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ⇒欠席だけではなく、別室登校や時間外登校等、教室に入ることができない状況についても、定義に含めてはどうか。	いじめ防止対策推進法では、市町村は国のいじめ防止基本方針を参酌して基本方針を策定するとされており、「欠席」の記載は国の方針に整合を図ったことによるもので、全国的な基準となっております。 いじめによって教室に入れない「別室登校」などの事案は、「欠席に準じた状況」として定義に加えることが妥当と考えられますが、具体的な事例の追加は、判断の硬直化を招く恐れもあります。また重大事態の認定は、生命・心身・財産への被害の疑いや恐れ、これに伴う欠席などの要素を総合的に判断することが重要です。このことから、意見内容を取り入れた「総合的な判断」の項目を新たに追加し、手引きの実効性を高めることとしました。
2	牧野 景子 委員			本手引きのいじめは、教職員と児童生徒間のいじめについても含まれているか。	いじめ防止対策推進法におけるいじめは、児童生徒間の行為に限定しており、教職員と児童生徒間のいじめは含まれておりません。 教職員と児童生徒間のいじめの一部は、学校教育法第11条ただし書き「教員による体罰の禁止」の中で対象としております。 (参考) 学校教育法 第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。